

公益財団法人かながわ国際交流財団役員等の報酬等に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号並びに定款第19条及び第39条の規定に基づき、この法人の理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給の基準について定め、もって役員等の報酬等の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者
- (2) 非常勤役員等 常勤役員等以外の役員等

（報酬）

第3条 役員等の報酬は、常勤役員にあつては年俸制とし、非常勤役員等にあつては理事会及び評議員会等の出席等、必要の都度、定額を支払うものとするものとする。

（費用弁償）

第4条 常勤役員には、通勤手当及び在宅通信業務手当を支給する。

- 2 役員等がこの法人の業務のため旅行した場合（理事会・評議員会を除く）には、旅費（宿泊費を含む）、手数料等を支給する。

（報酬等の支払方法）

第5条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等がある場合には、役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うことができる。

- 2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 常勤役員の報酬は年俸額を12で除した額を毎月支給日に支給する。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬、通勤手当及び旅費の支給日は、職員に対する支給日に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬及び旅費の支給日は、当該業務に従事した日から1ヶ月以内とする。

（報酬等の額の決定）

第7条 常勤役員の報酬並びに通勤手当及び在宅通信業務手当の額は、次の基準により決定する。

- (1) 年俸の額は、別表第1の範囲内で、評議員会の決議に基づいて定める。
- (2) 通勤手当及び在宅通信業務手当の額は、職員の例による。
- 2 非常勤役員等の報酬の額は、別表第2の左欄の区分に従い、当該右欄の額とする。
- 3 役員等の旅費の額は、職員の例による。この場合、旅費計算の起点は、常勤役員にあつては職員の例によることとし、非常勤役員等にあつては当該非常勤役員等の現住所とする。

（日割り計算）

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、年俸を12で除した額を日割計算し、その日までの報酬として支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、前項に準じ支給する。
- 4 前3項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、その月の総日数から日曜日及び土曜日並びに国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日をいう。）の日数を差し引いた日数で除したものに勤務日数を乗じた額とする。

（端数の処理）

第9条 この規則により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益財団法人かながわ国際交流財団の設立の登記のあった日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

財団法人かながわ国際交流財団常勤理事報酬規程（昭和52年4月1日施行）

財団法人かながわ国際交流財団役員等旅費規程（昭和52年4月1日施行）

財団法人かながわ国際交流財団監事報酬規程（平成19年9月1日施行）

附 則

1 この規則は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）常勤役員の年間報酬額の範囲

専務理事	650万円まで
------	---------

別表第2（第7条関係）非常勤役員等の報酬額

理事		
	理事会に出席の都度	一人一律1万円
	財団事業等に出席の都度	一人一律1万円
監事		
	業務の監査に従事するとき	一日あたり2万円
	会計の決算監査に従事すること	一会計年度あたり36万円
	会計の期中の会計監査に従事するとき	一日あたり5万円
	評議員会、理事会に出席の都度	一人一律1万円
評議員		
	評議員会に出席の都度	一人一律1万円
	財団事業等に出席の都度	一人一律1万円